# 令和７年度　酪農経営支援総合対策事業
# （乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対策）
# 実施に当たっての留意事項

令和７年５月

【令和７年度の変更部分：各書類の提出期限に注意してください。】

1 【変更（事務の整理）】
酪農経営者が作成する「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）」は、不要となりました。

2 【変更（様式の整理）】
検定組合等が作成する環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）」は、事業申請時及び事業報告時に家畜改良事業団に提出して下さい。（事業報告時が追加になりました。）

3 【変更（事務の整理）】
本事業については、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための制度加入継続を要件化する措置（飼料クロスコンプライアンス）が不要となりました。

4 【明記の整理】
他の事業と整合性を確保するため、乳用牛の飼養管理技術を受けることのできる者（酪農経営者）について、学校法人などを除く旨を要領に明記しました。

5　酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対作）実施要領別紙様式第1号～第5号について、申請者の押印を不要としています。（なお、申請者の都合（組織の文書規程など）で、従来どおり押印した文書で事務処理をしても構いません。）

## Ⅰ　令和７年度事業のポイント（仕組みに変更は、ありません。様式を変更しています。）

1　対象事業(飼養管理技術の向上対策)

検定組合又は生産者集団等が、酪農家に対して行う乳用牛の飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等を実施する取組

２　とりまとめ業務等の委託

本事業では、都道府県単位で本事業に応募する団体のとりまとめ等を行う業務を委託します。受託をしていただける団体は別紙委託申請書を改良事業団に提出してください。

令和７年６月中旬を提出〆切予定日にして、別途メールで事務連絡をします。

## Ⅱ　各種提出

１　指導計画の策定及び補助金の交付申請

（１）別紙様式第１号により行います。

（２）添付書類

要領に定めるものの他に、次の書類を添付してください。

① 令和７年度酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対策）交付申請チェックシート

②指導費の単価の設定根拠となる資料

③指導旅費の単価の設定根拠となる資料、旅費に関する規程

④とりまとめ賃金の単価の設定根拠となる資料

⑤**【今年度　事業着手時】**
検定組合等に係る「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）」を家畜改良事業団に提出してください。

⑥執行体制

⑦補助金交付決定前着手届

⑧消費税等の課税状況調書

（３）改良事業団は、交付決定時に、指導計画を都道府県知事に通知します。

（４）提出期日：令和７年７月１０日（木）（原本必着）

３　変更承認申請

（１）必要に応じて別紙様式第２号により行います。

（２）提出時期　令和８年１月末日まで（予定）

☞業務の進捗を見ながら、改めて、事務連絡で提出時期を定めて連絡します。

４　補助金の概算払

（１）別紙様式第３号により行います

（２）提出時期　令和７年１１月末日まで（予定）

☞業務の進捗を見ながら、改めて、事務連絡で提出時期を定めて連絡します。

なお、本年度も、概算払は1回だけの予定です。

（３）執行状況調査をかねますので、**概算払の請求は必ず行ってください。**

５　事業の実績報告

（１）別紙様式第４号により行います。

（２）添付書類

要領に定めるものの他に、次のものを添付してください。

① 令和７年度酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対策）実績確定の際の再チェックシート

② 指導に用いた資料の見本例

②指導台帳（日誌）の写し

※実際に用いた各農家のへの指導資料等の添付は不要ですが、整備し管理しておくこと。

④ **【7年度事業　事業報告時】**

検定組合等に係る「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）」を家畜改良事業団に提出してください。

（３）提出期日　令和８年４月１０日（原本必着）

６　消費税及び地方消費税の取扱い

（１）交付申請及び実績報告の補助金額を税込の額とした場合、別紙様式第５号による報告と補助金の返還が必要になります。

（２）提出期日　令和６年度事業分：令和８年５月３０日（金）まで

## Ⅲ　補助対象経費の範囲

１　酪農家に対する指導を行うのに要する経費

ア　指導費

指導を実施した者に対して支払う経費

・検定組合又は生産者集団等は、指導費の算定根拠を明確にし、交付申請書に添付すること。

イ　指導旅費

指導を実施するために必要な旅費

・**指導旅費は、別紙指導旅費（燃料費等）の目安単価の算出の例を基本とし**、検定組合又は生産者集団等の定める規程に基づき積算する。

・検定組合又は生産者集団等は、対象となる全ての農家の距離

と、単価の積算根拠資料を作成し、規程とともに交付申請書に添付すること。

ウ　分析・検査費

飼料分析や血液検査等の経費

エ　印刷製本費

指導のために必要な印刷（コピー代を含む。）経費

オ　通信運搬費

指導のために必要な郵送等に要する経費

カ　消耗品費

指導のために必要な事務用品購入に要する経費

キ　取りまとめ賃金

本事業の事業実績等のとりまとめに従事する臨時職員及び派遣職員の賃金のうち、本事業に従事した時間に係る賃金

・単価については、検定組合又は生産者集団等の賃金支給規則や都道府県・市町村の規程を準用するなど、業務内容に応じた妥当な根拠に基づき設定するものとし、賃金の単価の設定根拠となる資料を交付申請書に添付すること。

ク　事務諸費

指導費、指導旅費を振り込むために必要となる振込手数料

ただし、補助の交付決定後、事業終了時（令和８年３月３１日）までに発生した経費のみが対象